家庭エコ診断制度
運営ガイドライン
（第１版）

平成 26 年 2 月

環境省地球環境局
地球温暖化対策課

目　　次

はじめに..... 1

第１章　家庭エコ診断制度運営ガイドラインの策定にあたって..... 2
　第１項　地球温暖化対策における家庭エコ診断の位置づけ..... 2
　第２項　家庭エコ診断とは..... 3
　第３項　家庭エコ診断制度の運用に関する事務局の役割..... 5

第２章　家庭エコ診断制度の普及..... 9
　第１項　家庭エコ診断制度の普及戦略と目標..... 9
　第２項　家庭エコ診断制度における普及戦略の立案..... 10
　第３項　各診断実施機関との連携..... 13

第３章　うちエコ診断の制度運営..... 14
　第１項　うちエコ診断について..... 14
　第２項　家庭エコ診断制度運営事務局に求められる要件..... 18
　第３項　うちエコ診断実施機関の認定について..... 18
　第４項　うちエコ診断ソフトについて..... 19
　第５項　うちエコ診断における結果の取りまとめ..... 21

第４章　うちエコ診断の資格試験運営について..... 23
　第１項　資格試験の運営体制について..... 23
　第２項　うちエコ診断士・相談員の資格試験および認定制度..... 24

第５章　独自診断の認定および管理..... 29
　第１項　家庭エコ診断制度における独自診断に対する認定条件..... 29
　第２項　家庭エコ診断制度における独自診断との連携..... 30
　第３項　家庭エコ診断制度における独自診断の成果の報告..... 31

はじめに

近年の人間活動の拡大に伴って二酸化炭素（以下、「CO_2」と言う。）、メタン等の温室効果ガスが人為的に大量に大気中に排出されることで、地球が過度に温暖化するおそれが生じている。特に CO_2 は、化石燃料の燃焼などによって膨大な量が人為的に排出されている。我が国が排出する温室効果ガスのうち、CO_2 の排出が全体の排出量の約 95%を占めているのが現状である。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2013年に取りまとめた第１作業部会報告書によると、1880～2012年において、世界平均地上気温[1]は0.85[0.65～1.06]℃上昇しており、最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温であったことや、世界平均海面水位が1901～2010年の期間に0.19[0.17～0.21]m上昇していることなどが報告された[2]。また、CO_2の累積排出量と世界平均地上気温の上昇量は、ほぼ比例関係にあり、我が国における気候変動の影響も多岐にわたっている。例えば、コメなどの農作物、豪雨に伴う洪水の発生、熱中症、感染症などの健康リスクの増大、サンゴの白化など生態系への影響が発生しており、その対策が喫緊の課題となっている。

このような影響を鑑み、地球温暖化対策の必要性が増しているところである。一方、我が国におけるCO_2排出量については、民生家庭・業務部門において増加傾向にあり、特に家庭部門では2012年度に1990年比で約６割も増加していることから、抜本的かつ具体的な対策が必要とされている。

本ガイドラインは、この家庭部門の CO_2 排出削減に向けた対策の１つである「家庭エコ診断」に関する方針を整理するものである。「家庭エコ診断」とは、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じた診断・アドバイスを実施することにより、効果的に CO_2 排出削減行動に結びつけるものであり、この家庭エコ診断を全国的に展開し、推進していくための制度運営に関する方針を整理した。

本ガイドラインにより、

・制度運営に関わる事務局
・資格試験運営に関わる事務局
・診断実施機関となりうる地方公共団体・民間事業者・団体等
・診断士、相談員等

といった関係者の方々が家庭エコ診断制度の在り方について理解を深め、家庭エコ診断を通じた家庭部門の CO_2 排出削減に貢献されることを期待するものである。

---

[1] 陸域の気温と海面水温を併せて解析した気温。海面水温の変化は、広域的・長期的には海面の直上の気温の変化と同じであるとみなせることが確かめられている。

[2] [　　]の中の数字は、最良の評価を挟んだ 90%の信頼区間を示す。

第１章　家庭エコ診断制度運営ガイドラインの策定にあたって

第１項　地球温暖化対策における家庭エコ診断の位置づけ

日本は、2008 年度から 2012 年度の京都議定書第１約束期間において、基準年（1990 年度）比で温室効果ガス排出量を 6%削減するという目標の確実な達成のため、地球温暖化対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画（2005 年 4 月閣議決定、2008 年 3 月全部改定）を策定して取組を進めてきた。

2013 年から 2020 年までの京都議定書第２約束期間には日本は不参加としているが、2013 年度以降は国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づき、2020 年までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととしている。

また、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2013 年 5 月に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正された。改正法に基づき、国は地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・市民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定するものとされている。新たな地球温暖化対策計画の作成までの取組方針として、国の地球温暖化対策推進本部では、地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性から、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び市民のそれぞれにおいて京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することを求めることとしている（2013 年３月地球温暖化対策推進本部 決定）。

2013 年 12 月には、カンクン合意履行のため、我が国の 2020 年度における温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標について、2005 年度の排出量（13 億 5, 100 万 t- CO_2）を基準として、3.8%削減することとし、気候変動枠組条約事務局に登録したところ（なお、この目標は、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標である）。本目標を踏まえ、国際的なレビューを受けながら、着実に排出削減を進めていくこととしている。本目標においては、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標を設定しており、このうちエネルギー起源二酸化炭素については、家庭部門の排出量の目安として、2005 年度実績から最終エネルギー消費が 10 百万 kl（17.9%）削減すると見込まれている。

日本における CO_2 排出量の推移は、図 1 に示すように家庭部門や業務その他部門において増加傾向にある。とりわけ、家庭部門の CO_2 排出量の推移は、基準年と比較して、2012 年度には約 59.5%の増加となっており、対策の重要性が増している。

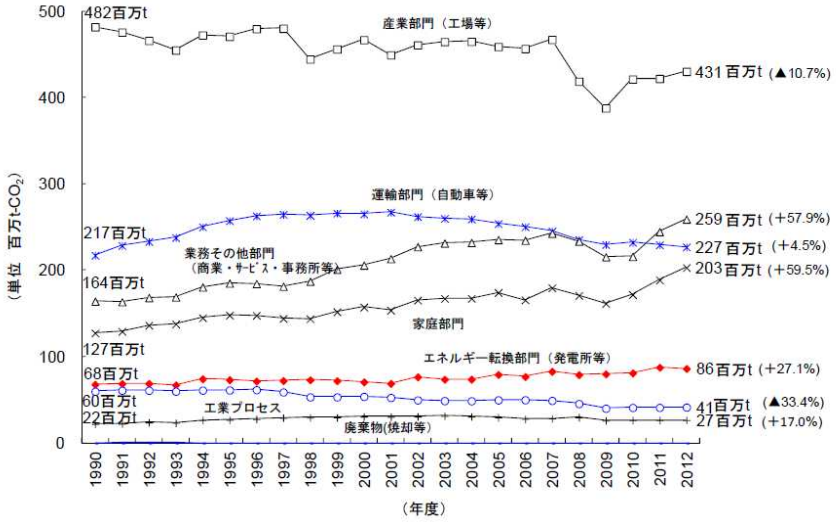

図１　CO_2 の部門別排出量の推移
（カッコ内の数字は各部門の 2012 年度排出量の基準年排出量からの変化率）

家庭エコ診断制度は、地球温暖化対策の中で、特に家庭部門におけるエネルギー・CO_2 の大幅な削減を目指し、ライフスタイルの変容、省エネルギー製品等の導入、再生エネルギーの導入などを中心に各家庭に合わせた適切な診断を進めるものとして、重要な意義を持つ。

第２項　家庭エコ診断とは

１．背景

従来の普及啓発を中心とした施策によって、国民の温暖化に対する意識は向上しているものの、実際の削減行動には十分に結びついておらず、意識の向上を実際の行動に移すためには、各家庭の排出状況に応じた、きめ細やかなアドバイスが求められる。

また、各家庭におけるライフスタイルは地域や家族構成等多種多様であり、それぞれの家庭のエネルギー消費構造は異なっている。このため、各家庭のライフスタイルにあった温室効果ガス排出量を確実に削減する対策が従来では不十分であることが多かった。

そこで環境省では、家庭部門での温室効果ガス排出量の削減を進めるため、各家庭の要望に応える総合サービスを提供する家庭エコ診断制度を 2014 年度に創設することを目的として、2011 年度から 2013 年度までの３ヵ年、診断制度の構築に向けた基盤整備として「家庭エコ診断推進基盤整備事業」を実施してきた。本事業において、これまで公平かつ正確なアドバイスの確保のための診断ツールを開発するとともに、本ツールを用いた診断事業が地方公共団体や民間事業者等において適切に実施できるように試行事業を行ってきた。

環境省では、2014 年度から「家庭エコ診断制度」を創設するにあたり、本ガイドラインを策定して家庭エコ診断の実施環境を整備することを目指し、普及につながる自立的な運用プロセスと効果的な診断実施のための枠組みを構築することとする。

２．家庭エコ診断とは

家庭向けの省エネルギー・省 CO_2 対策を提案する家庭エコ診断制度は、診断者による各家庭への診断とサービスによって構成されており、その診断手法や主体によって様々な種類が存在する。

本ガイドラインでは、家庭エコ診断を以下の通り定義する。

① 受診世帯における家庭部門のエネルギー消費に伴う CO_2 排出量を提示
② 排出分野別（例えば、給湯、暖房等）の排出量または排出割合を提示
③ 排出分野別の CO_2 削減対策とその削減量を提示

することにより、家庭における省エネルギー・省 CO_2 対策を提案するもの。

具体的には、以下の２種類の診断を取り扱うこととする（図２）。

うちエコ診断：家庭エコ診断のうち、環境省の「うちエコ診断ソフト」を使用して診断する手法。うちエコ診断では、家庭において確実に温室効果ガス排出量の削減または抑制につながる行動を実践してもらうために、PC 用のアプリケーションソフトである「うちエコ診断ソフト」を使用し、うちエコ診断士が各家庭の温室効果ガス排出量の状況やライフスタイルの状況、また家庭の要望に応じてきめ細やかな働きかけや地球温暖化対策の提案・診断を行う。（※うちエコ診断の詳細については第３章第１項に記載。）

独自診断　　：「うちエコ診断」のほか、環境省が規定する診断手法と運用管理等の要件を満たした独自の家庭向けエコ診断。民間事業者等が開発・実施している診断のうち一定の条件を満たしている家庭向けの診断サービスを指す。（※要件については第５章第１項に記載。）

なお、上記の他、民間事業者等が開発・実施する家庭向けの診断（図２「その他の家庭向け診断」）については、家庭エコ診断制度としての条件には満たないものを指し、本制度の対象外とする。後述する家庭エコ診断制度運営事務局は、各種診断の違いを一般の方や受診者に分かりやすく説明するとともに、診断実施機関及び診断士に対しては、誤解のないよう表示することを求めるものとする。

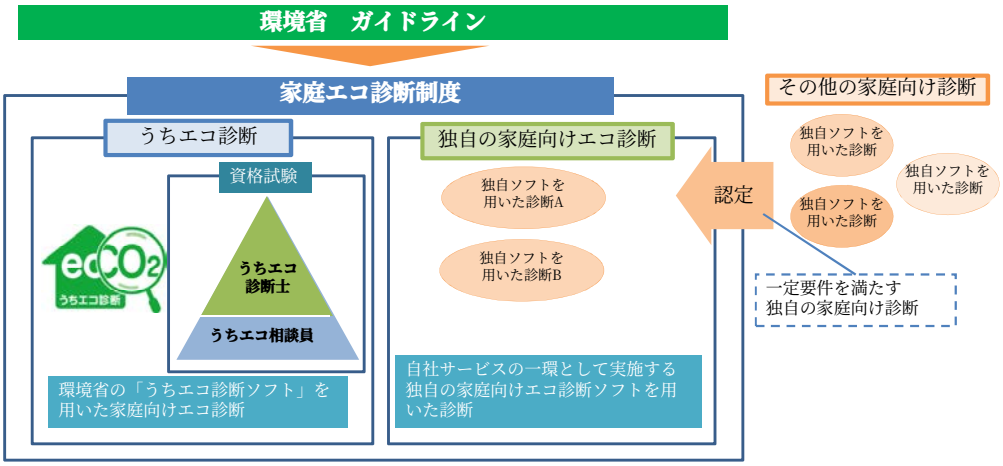

図２　家庭エコ診断制度の枠組み

家庭エコ診断制度として、複数の診断事業が取り組むことにより、家庭に対する診断を効果的に推進するとともに、これらの成果について、わかり易く市民に伝えることで、家庭エコ診断制度に対する理解の促進と受診世帯のさらなる参加を促していく。

第３項　家庭エコ診断制度の運用に関する事務局の役割

家庭エコ診断制度の運用にあたっては、

・診断を実施する者等（うちエコ診断士[3]等）の資格試験を運営する「資格試験運営事務局」

・制度全体の管理を行う「制度運営事務局」

を設置することとし、ともに環境省が選定を行う。

各事務局の役割は以下のとおりとする。

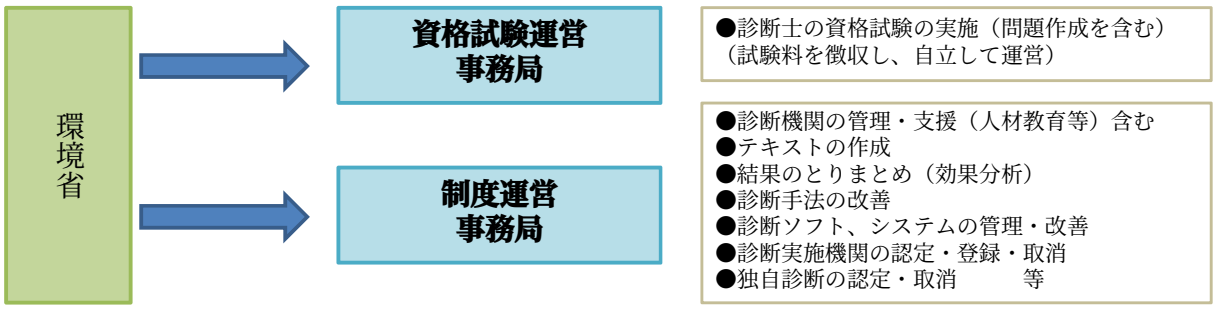

図３　家庭エコ診断制度と各事務局の役割

【資格試験運営事務局の役割】

・うちエコ診断士・相談員[4]の資格試験の実施および診断士・相談員の認定

資格試験運営事務局は、うちエコ診断資格試験を本ガイドラインに従い、自立的に運営を行う立場にあり、資格試験運営事務局は制度運営事務局と共同して事業を進めるものとする。資格試験運営事務局はうちエコ診断士の資格試験を実施し診断士を認定するとともに、更新研修を実施して、診断士の必要十分な確保と質的確保に努める。なお、資格を取得した診断士に対しては、登録可能な診断実施機関を Web 等に公開し、診断士が速やかに、診断実施機関に登録が出来るよう整備する。

---

[3] うちエコ診断を実施するための認定を受けた診断者のことを言う。認定を受けるためには、資格試験運営事務局が実施する試験に合格し、診断士としての認定を受ける必要がある。2013 年度の「家庭エコ診断推進基盤整備事業」において認定されたうちエコ診断員は、一定の要件のもとで、2014 年度から開始する家庭エコ診断制度における「うちエコ診断士」へその認定が引き継がれることを想定している。

[4] 環境関連のイベントや講座等において普及活動や相談を実施する者のことを言う。認定を受けるためには、資格試験運営事務局が実施する試験に合格し、相談員としての認定を受ける必要がある。

○　うちエコ診断士・相談員の認定に係る事項（第４章で解説）
・うちエコ診断士・相談員の認定に関する規程の作成
・資格試験の実施、診断士・相談員の認定
・資格試験受験者の募集
・資格試験受験者に対する事前講習等に関する事項
・試験問題等の作成
・更新研修の実施
・うちエコ診断士認定後の継続的な育成に関する事項　等

【制度運営事務局の役割】
・診断実施機関の管理・支援（人材育成等）やうちエコ診断ソフト・システムの管理・改善、診断で得られた結果のとりまとめ及び効果分析
・うちエコ診断実施機関の認定及び登録
・独自診断の認定条件の設定、独自診断事業の認定及び管理
・家庭エコ診断制度の普及戦略の立案及び実施
・円滑な制度運営と消費者保護に関する管理

制度運営事務局は、制度運用全般の管理を行い、制度の安定的な運用を行うため、うちエコ診断をはじめとする家庭エコ診断制度として認められた診断方法および事業に対して、本ガイドラインに従い認定を行い、指導・支援するものとする。
ただし、これらの実施にあたっては、環境省および有識者等の意見を踏まえて全体の調整・運用にあたることが望ましい。

①　うちエコ診断の実施に関する事項（第３章で解説）
・うちエコ診断の実施に関する規定（診断士、診断実施機関向け）の作成
・ロゴマーク、用語等の管理に関する規定の作成及び管理
・診断の管理に関すること（診断システムの運用・管理）
・うちエコ診断受診者の募集・周知に関すること（HP 運営等）
・うちエコ診断実施機関の管理・支援（人材教育等）
・資格試験に係るテキストの作成
・診断結果のとりまとめ（効果分析）
・診断手法の改善
・診断の普及に関すること（独自診断も含めた家庭エコ診断の普及）　等

②　うちエコ診断ソフトの管理・更新に関する事項（第３章で解説）
・うちエコ診断ソフトの更新、修正に関する体制の整備
・うちエコ診断ソフトの更新、修正の実施
・うちエコ診断ソフトの貸与、管理に関すること　等

③　うちエコ診断実施機関の認定・登録に係る事項（第３章で解説）
・診断実施機関の認定に関する規定の作成
・診断実施機関の募集

・診断実施機関の審査、認定
・診断実施機関の登録、取消に関すること　等

④ 独自診断（うちエコ診断以外）実施機関の認定に係る事項（第４章で解説）
・独自診断実施機関の認定に関する規定の作成
・独自診断実施機関の募集
・独自診断実施機関の審査、認定
・独自診断実施機関の管理、取消に関すること　等

なお、家庭エコ診断制度に関する環境省の役割については以下のとおりとする。
① 資格試験運営事務局及び制度運営事務局の運営がガイドラインに沿って適切に運用されているかを確認・評価し、適宜指導等を行う。
② 国の目標や政策の変化や事業者や消費者等からの要望、社会ニーズの変化等を勘案し、ガイドラインについて必要に応じて見直しを行う。
③ 制度普及に向けて、ホームページ等を通じて一般に周知する。

上記を踏まえ、家庭エコ診断制度の実施体制について、図４に示す。
なお、受診者の募集等に協力を希望する地方公共団体や民間事業者についても、家庭エコ診断制度との連携を行う場合には本ガイドラインの対象とし、実施体制に含めるものとする。

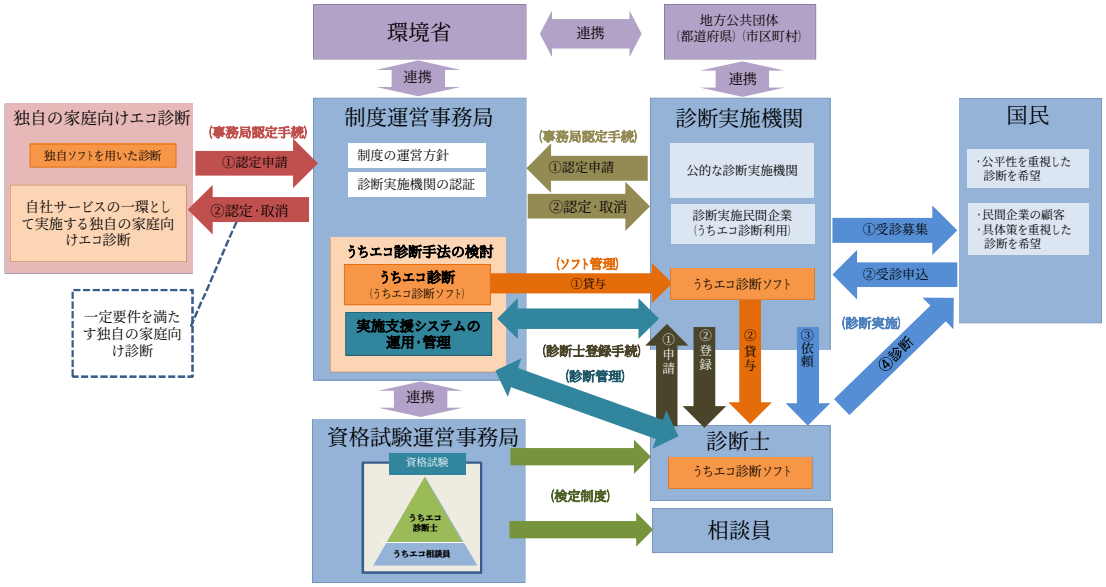

図４　家庭エコ診断の実施体制イメージ

※診断実施機関は、地方公共団体、地域における各種団体、民間事業者等からの申請に基づき認定され、本ガイドラインや制度運営事務局が定める認定要件に基づき、診断士の登録・管理、受診者の募集、診断管理、事後調査などを行う。うちエコ診断の管理は、制度運営事務局が運用する Web 上に構築された実施支援システムを用いて行う。

※うちエコ診断士は、資格試験運営事務局が実施する資格試験に合格した者に対して、資格試験運営事務局が認定を行う。うちエコ診断士は、診断を行う場合は必ず診断実施機関の何れか一つの機関に登録を行い、登録した診断実施機関からの依頼により、診断を実施する。

※うちエコ相談員は、資格試験運営事務局が実施する資格試験に合格した者に対して、資格試験運営事務局が認定を行う。うちエコ相談員は、診断は行わないが、環境関連のイベントや講座等において普及活動や相談を実施する。

第２章　家庭エコ診断制度の普及

第１項　家庭エコ診断制度の普及戦略と目標

家庭エコ診断の普及戦略を検討するにあたっては、これまで基盤整備事業で行ってきた成果を踏まえ、マーケティング手法も活用しながら、受診者を拡大するためのターゲット設定を行い、より効果的に家庭エコ診断の受診に繋がる対策を構築していく。

基盤整備事業において構築された普及戦略（第２項で解説）では、市場調査によるクラスター分析の結果により選定された３つのターゲット層を対象に家庭エコ診断の認知度と受診世帯数の目標の設定を行った。

その結果、３つのターゲット層の中で受診意向を持つ 394 万世帯を認知度（世帯数）の目標とする。また、受診世帯数の目標は、環境省中央審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会のコミュニケーション・マーケティング WG における検討方法にならって、スタンフォード大学の社会学者エベレット・M・ロジャースが 1962 年の自身の著書「イノベーション普及学」において整理した 5 段階の商品の普及段階の考え方を参考にした。この考え方では、商品の普及において、イノベーター（革新的採用者）とアーリーアダプター（初期採用者）の割合を足した 16%のラインが、商品普及のポイントであることを指摘し、これを「普及率 16%の論理」として提唱している。

家庭エコ診断における普及戦略では、この考え方を踏まえて、上記のターゲット層の中で受診意向のある 394 万世帯を 2020 年までの認知度の目標とするとともに、そのうち主なターゲットとして、リフォーム意向などを持つ 197 万世帯の 16%の 32 万世帯について、2020 年までに実際に診断を受診する受診世帯数の目標として設定することとし、図５にそのイメージを示す[5]。

なお、本ターゲット設定は基盤整備事業におけるクラスター分析の結果に基づくものであり、今後、経時変化によるターゲット層の見直し等に留意する必要がある。また、本目標については、社会情勢の変化や家庭エコ診断制度の普及状況、他施策等との連携状況等を踏まえ、適宜見直すこととする。

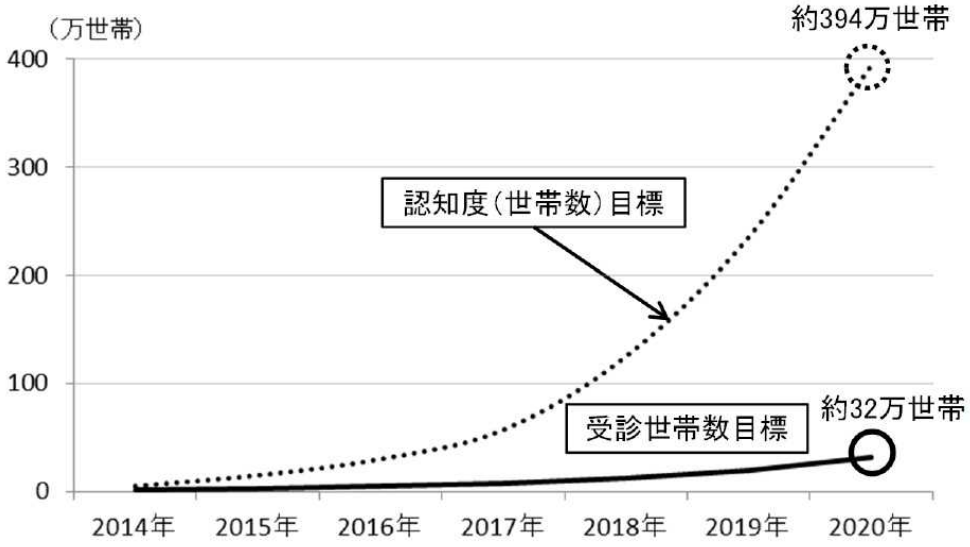

図５　家庭エコ診断制度の目標

[5] 目標設定に関する世帯数の計算等については、平成 25 年度第３回家庭エコ診断推進基盤整備事業検討会資料より。

第２項　家庭エコ診断制度における普及戦略の立案

１.家庭エコ診断の普及戦略の立案

基盤整備事業において普及戦略を立案するにあたり、これまで基盤整備事業で行ってきた成果を踏まえ、マーケティング手法も活用しながら、受診者を拡大するためのターゲット設定を行った。

具体的には、「家庭への省エネ・省 CO_2 への関心や取り組み」「家庭エコ診断への興味度」など、3000 名を対象とした web 調査を実施し、得られた結果から家庭エコ診断受診のターゲットとなりうる３つのターゲットを選定した[6]。

【家庭エコ診断の認知度・受診拡大に向けた３つのターゲット】

① 自宅リフォームはまだ先であり、家電や自動車の買い換えを検討するバブル世代夫婦（平均年齢 45.3 歳、男性 46.4%、女性 53.6%）

② リフォームを検討するアクティブシニア世代（平均年齢 57.7 歳、男性 42.8%、女性 57.2%）

③ 住み替えを希望し、住宅選びにこだわりを持つ子育て世代（平均年齢 37.5 歳、男性 21.8%、女性 78.2%）

この３つのターゲットについて、各ターゲットが興味を持つ業界やタッチポイントを抽出し、認知度・受診拡大に向けた戦略を構築する。

ターゲット	興味を持つ業界とタッチポイント		各ターゲットの目標（認知度／受診）
	業界	タッチポイント	
①	家電業界、自動車業界	店舗、ショールーム	122 万／6.6 万世帯
②	建設・住宅業界、電力・ガス業界	工務店、住宅展示場、ショールーム等	131 万／12.6 万世帯
③	住宅・不動産業界	住宅展示場、マンションギャラリー	141 万／12.3 万世帯

２.家庭エコ診断の普及戦略の実施

設定された３つのターゲットに対し、具体的なアプローチ方法を以下に示す。なお、このアプローチ方法は基盤整備事業において検討されたものであるが、制度運営事務局は常に情勢や費用対効果に応じた具体的なアプローチ方法について検討するとともに、より効果的な方法がある場合はそれを優先して実施することとする。

① 「自宅リフォームはまだ先であり、家電や自動車の買い換えを検討するバブル世代夫婦」に対するアプローチ方法

このターゲットは、主に就学中（小～高校）の子どもを持つ 40 代の夫婦で構成され、家電や自動車の買い換えを検討している世代であり、アプローチ方法としてはそれらの販売業界を通じることが考えられる。

[6] 調査内容やターゲットの選定方法については、2013 年度家庭エコ診断推進基盤整備事業第３回検討会資料を参照。

そこで、家電量販店や自動車販売店が診断を行い、それら販売店による家庭エコ診断の PR を通じて、認知度向上を図っていくことが想定される。また、子どもに対する環境教育を通じた働きかけも有効と考えられ、家庭エコ診断を小中学校の環境教育の授業として体験できるプログラムを作成し、各地の授業における活用を通じて家庭へ働きかけることも有効である。

制度運営事務局は、このような業態の家庭エコ診断の参加を促すための働きかけや参加のメリットについての周知、環境教育実践のためのプログラムの作成等を行っていくことが望ましい。

② リフォームを検討するアクティブシニア世代（平均年齢 57.7 歳、男性 42.8%、女性 57.2%）

このターゲットは、主に社会人の子どもを持つ 50～60 代の夫婦で構成され、リフォームを検討している世代であり、アプローチ方法としては建築・住宅関連企業を通じることが考えられる。

そこで、工務店やハウスメーカー、リフォーム会社等が診断を行い、認知度向上に向け、リフォームやインテリア雑誌等への家庭エコ診断の紹介、または工務店やハウスメーカー等が参加する勉強会や研究会、業界紙等を通じた情報提供も有効であると考えられる。

制度運営事務局は、このような業界へ家庭エコ診断の受診メリットや企業の参加メリットを伝えるための対策を行っていくことが望ましい。

③ 住み替えを希望し、住宅選びにこだわりを持つ子育て世代（平均年齢 37.5 歳、男性 21.8%、女性 78.2%）

このターゲットは、主に就学前の子どもを持つ 30 代の夫婦で構成され、賃貸住宅から持ち家の購入を検討している世代であり、アプローチ方法としては住宅・不動産関連企業を通じることが考えられる。

そこで、ハウスメーカーや工務店、マンションディベロッパー等が診断を行い、認知度向上に向け、新築住宅購入者向け雑誌やインテリア雑誌等への家庭エコ診断の紹介、または工務店やハウスメーカー等が参加する勉強会や研究会、業界紙等を通じた情報提供を行うことや、前述の環境教育を通じた方法等が有効と考えられる。

制度運営事務局は、このような業界へ家庭エコ診断の受診メリットや企業の参加メリットを伝えるための対策を行っていくことが望ましい。

また、住み替えについて、現状のうちエコ診断ソフトで新居における光熱費等を示すことが難しいことから、住み替えた場合の光熱費予測等の転居前後のシミュレーションができる機能をソフトに追加するなどの対策も今後視野に入れて検討することが望ましい。

上記についてのアプローチイメージを図６に示す。

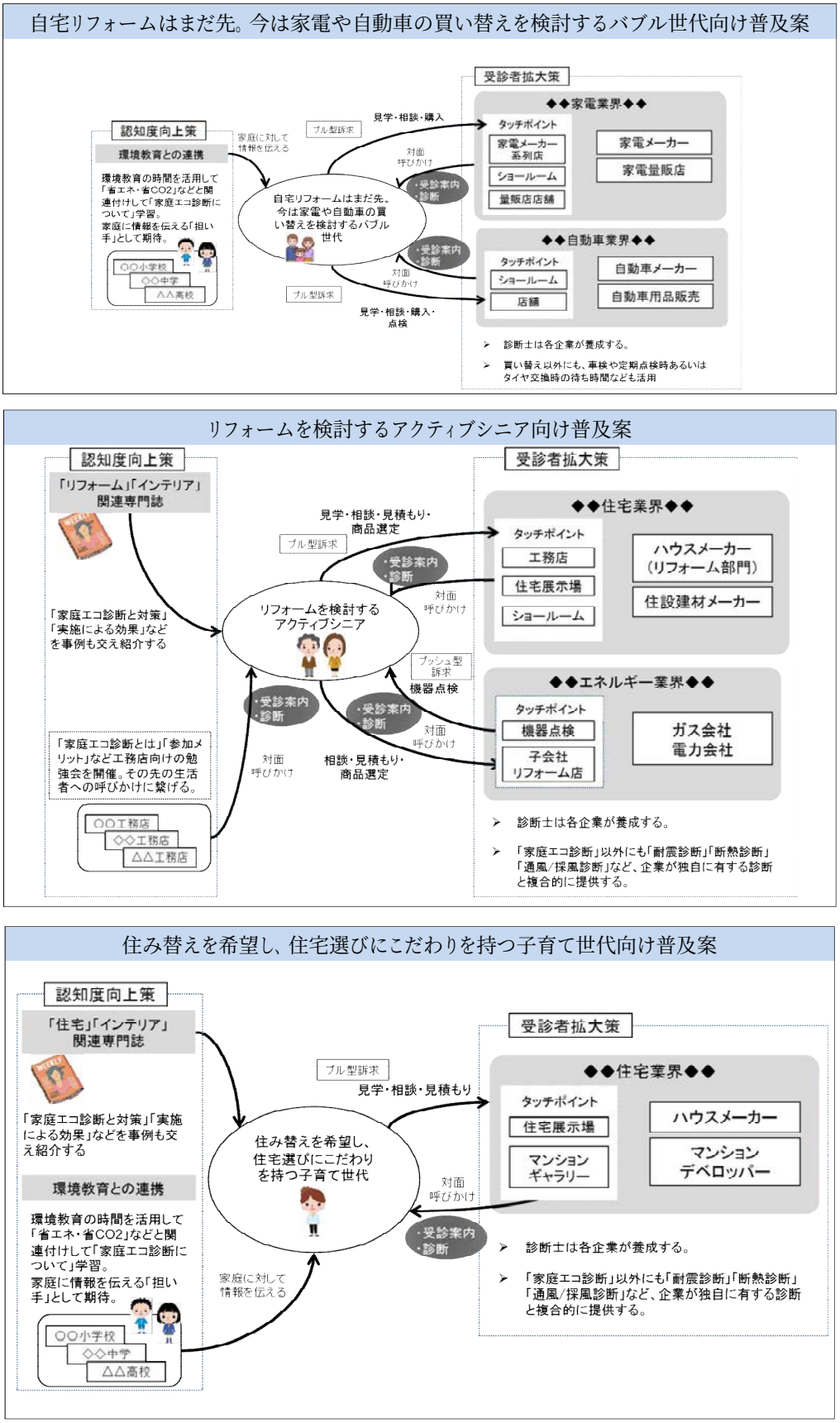

図６　各ターゲットへのアプローチイメージ

第３項　家庭エコ診断制度における各関係者との連携

家庭エコ診断の普及にあたっては、その実施主体である地方公共団体、地域の NPO 等を始めとする各種団体、民間事業者などの各種団体との連携を強化し、特に地方における様々な制度との連携を図るとともに、国などの地球温暖化対策に関するライフスタイル変革キャンペーンとも連携しながら実施していくことが望ましい。

基盤整備事業における主な連携方法として、以下のようなものが挙げられる。

【連携方法の例】

① 地球温暖化対策地方公共団体実行計画に記載

・地球温暖化対策地方公共団体実行計画において、家庭部門の対策として、家庭エコ診断制度の推進等を明記。

② 家庭部門に対する経済的手法との連携

・太陽光発電設備設置等に対する補助金や低利融資制度の申請受理の要件として、診断の受診を位置づけ。診断を受診することで、太陽光発電設備設置以外での実施可能な対策についてもアドバイスを実施。

・地域のエコポイント制度としてエコアクションポイント制度と連携し、診断を受診した家庭に対してエコアクションポイントが付与される。

③ 家庭部門に対する普及啓発・環境教育との連携

・地方公共団体で実施する環境イベント等でうちエコ診断の紹介や診断を実施。

④ 地域独自の地域活性化事業との連携

・地域コミュニティの活性化を目的に、地区ごとに診断を実施し地域全体での温暖化対策を促進。

⑤ 地方公共団体による耐震診断制度との連携

・地方公共団体独自に行っている耐震診断制度と合わせて家庭エコ診断を実施することで、住宅の耐震性能だけではなく、省エネルギー化も促進。

⑥ その他、低炭素まちづくり計画など、都市計画等との連携

家庭エコ診断制度開始以降については、普及戦略を踏まえ、ここで示したような各方面の関係者と連携の展開を引き続き図っていくとともに、新たな連携方策について制度運営事務局が検討、推進することが必要となる。なお、普及戦略の実施にあたっては、制度運営事務局が中心となり、資格試験運営事務局、診断実施機関等関係者が連携して行うものとする。

第３章　うちエコ診断の制度運営

第１項　うちエコ診断について

１．うちエコ診断とは

「うちエコ診断」とは、家庭エコ診断のうち、資格試験運営事務局によって認定された「うちエコ診断士」が、環境省が保有する「うちエコ診断ソフト」を用いて、受診家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、受診家庭の受診者と対面で家庭のエネルギー使用量や地域性、受診家庭のライフスタイルに合わせて CO_2 排出量や光熱費削減に効果的な対策を具体的情報と合わせて提案する診断である。

うちエコ診断は以下の４つの特徴を有し、家庭での確実で効果的な地球温暖化対策の後押しを行うものである。

① 家庭に合わせた、オーダーメイドの対策提案を行う
受診者の居住地域の気候や家庭のライフスタイルに合わせて、無理なくできる地球温暖化対策を提案する。

② うちエコ診断士が、受診者と対面で診断を行う
地球温暖化問題、省エネ機器、家庭の地球温暖化対策の知識を持ったうちエコ診断士が、家庭での温暖化対策の疑問に対し、分かりやすく説明する。

③ 専用ソフトを用いて、一目で分かる説明を行う
専用ソフトであるうちエコ診断ソフトを用いて、各家庭の年間エネルギー使用量や光熱費、CO_2 排出量を見える化し、分かりやすく説明する。

④ 具体的な情報を提供する
うちエコ診断士が提案した対策を受診家庭においてすぐに実行できるように、具体的な対策方法の説明を行う。

うちエコ診断では、一般的な省エネ機器の買い換え等にかかる初期投資額や費用対効果等の情報提供を対策支援として行うが、診断の後、具体的に対策提案に続く商材等の購入交渉や施工実施（以下、「対策支援（営業行為）」という）については、受診家庭の同意の下、行うこととする。対策支援（営業行為）については、同意取得までを家庭エコ診断制度としての範囲に含むものとし、「対策支援（営業行為）」そのものは診断機関の責任のもと実施するものとする。なお、実施にあたり、ワンストップで受診家庭のニーズに対応できるよう留意が必要である。

うちエコ診断のイメージを図７に示す。

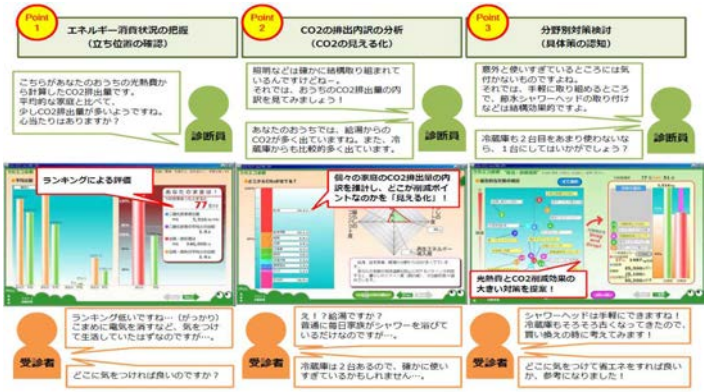

図７　うちエコ診断のイメージ

うちエコ診断の実施の詳細については、別途制度運営事務局が作成するうちエコ診断実施に関する規程に記す通りとする。

うちエコ診断を実施する者は、資格試験運営事務局が実施する資格試験に合格し、診断士としての認定を受けるとともに、診断実施機関への登録を行う必要がある。

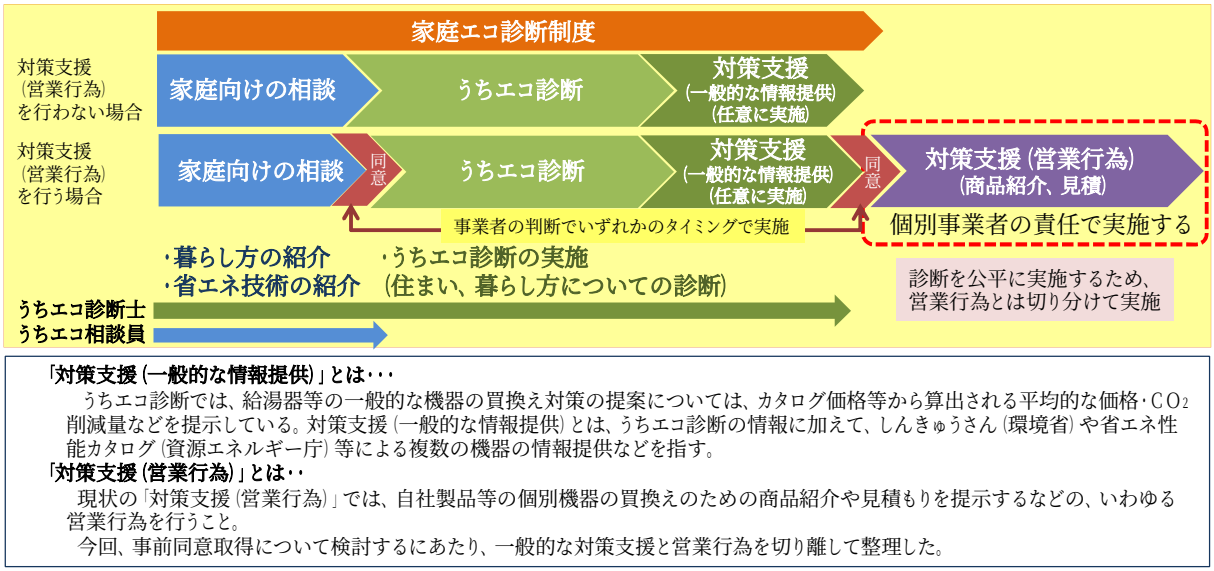

「対策支援（一般的な情報提供）」とは・・・

うちエコ診断では、給湯器等の一般的な機器の買換え対策の提案については、カタログ価格等から算出される平均的な価格・CO_2削減量などを提示している。対策支援（一般的な情報提供）とは、うちエコ診断の情報に加えて、しんきゅうさん（環境省）や省エネ性能カタログ（資源エネルギー庁）等による複数の機器の情報提供などを指す。

「対策支援（営業行為）」とは・・

現状の「対策支援（営業行為）」では、自社製品等の個別機器の買換えのための商品紹介や見積もりを提示するなどの、いわゆる営業行為を行うこと。

今回、事前同意取得について検討するにあたり、一般的な対策支援と営業行為を切り離して整理した。

図８　うちエコ診断制度における流れ

２.うちエコ診断の流れ

うちエコ診断は、診断実施機関と診断士が一体となって実施することが前提である。

具体的には、診断実施機関がうちエコ診断受診者の募集から、申込受付、事後調査結果登録までの全体管理を行い、診断士は診断実施と事前調査票の入力及び診断結果の送付、場合によっては、受診者の依頼により対策支援（営業行為）までを行う。

受診者は受診の申込の後、事前調査票の記入・送付と当日の診断および診断後３ケ月後の事後調査への回答を行う。これらの基本的なフローを図９に示す。

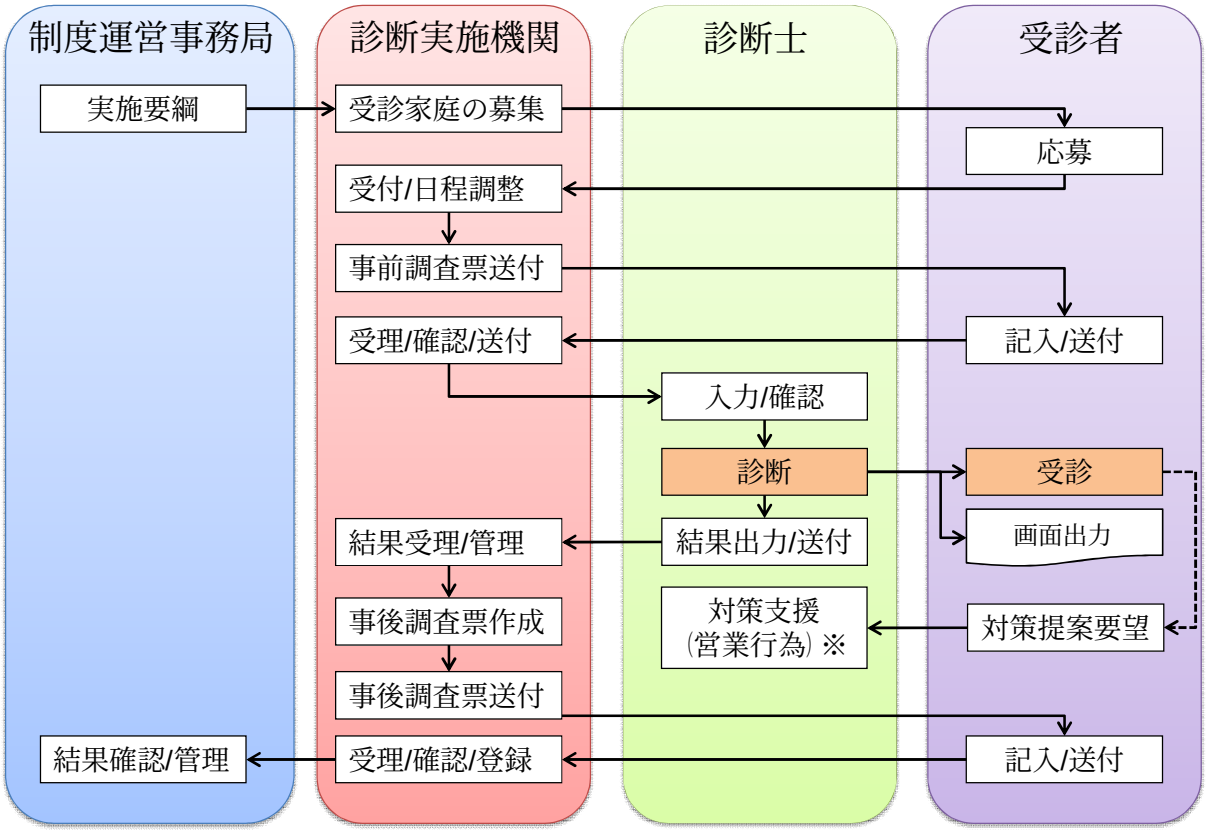

※対策支援については、商材等の購入交渉や施工実施等を実施する場合は、受診者の同意を得た上で実施する。

図９　うちエコ診断の基本的な実施フロー

図９に示した実施フローの各ステップの概要は以下のとおりである。

① 受診家庭の募集
受診家庭の募集は基本的に診断実施機関が行う。なお、診断士が診断実施機関に協力して募集を支援することは構わない。

② 応募
受診者が①の募集に応じて、受診申込みを行う。この時、申込み先は診断実施機関とする。

③ 受付/日程調整
診断実施機関は、受診者からの申込みを受け付けたのち、診断日時を受診者および診断士と調整し、診断を担当する診断士を決定する。

④ 事前調査票送付
受診者に対して事前調査票を送付し[7]、診断日の１週間前までに提出を依頼する。場合によっては、②と同時に受け取ることでも構わない。

⑤ 調査票の記入送付
受診者により記入された事前調査票を診断実施機関に送付してもらう。

⑥ 調査票の受理送付
受診者から送付された事前調査票を担当の診断士に送付する。

⑦ 調査票の入力
診断士は、診断実施機関より送られてきた事前調査票をうちエコ診断ソフトに入力し、診断日までに受診者の世帯状況を把握することに努める。

⑧ 診断
担当する診断士が診断を実施する[8]。

⑨ 対策支援（一般的な情報提供）
受診者から、しんきゅうさん（環境省）や省エネ性能カタログ（資源エネルギー庁）等による複数の機器の情報提供（一般な情報提供）の要望があった場合には、必要に応じて実施する（診断士は事前に準備をしておくことが望ましい）。

⑩ 対策支援（営業行為）
受診者から商材等の購入交渉や施工実施等の対策支援（営業行為）の要望があった場合には、受診者に対する同意を得た上で対策支援を実施、もしくは診断実施機関から業者等の紹介を行う。

⑪ 結果出力送付
診断士は、⑧の診断結果を診断実施機関に提出する。

⑫ 結果受理管理
診断実施機関は、⑩の診断結果を確認し、管理を行う。

⑬ 事後調査票作成
⑪で管理している診断結果を用いて、事後調査票を作成し、印刷する。

⑭ 事後調査票送付
⑫で作成・印刷した事後調査票を診断日の３か月を目途に受診者に送付する。

⑮ 調査票の記入送付

---

[7] WEB を活用した入力も可能とする。

[8] 診断の具体的な方法は 2012 年度事業における要領等を参考に、制度運営事務局が定める。その際、2013 年度において検討した１分野のみの診断についても運用方法について規定する。

受診者により記入された事後調査票を診断実施機関に送付してもらう。

⑯ 調査票の受理送付

受診者から送付された事後調査票を受理し、その結果を制度運営事務局に登録する。

なお、実際の運用において、日程調整結果の登録や診断結果のやり取りに関しては、診断支援システムにより行うものとする。また、イベント等当日診断を行う場合などの運用については、制度運営事務局がその方針を示し、制度運営事務局と診断実施機関との間で運用方法を決定する。

第２項　家庭エコ診断制度運営事務局に求められる要件

制度運営事務局に関しては、本ガイドラインに沿った制度全体の運営を適切に実施することが求められる。

制度運営事務局のうち、うちエコ診断の実施に関して求められる要件は以下のとおり。

① うちエコ診断の制度運営事務局として役割を理解し、実施体制を有していること
② うちエコ診断の手法を理解し、その改善等を実施できること
③ 診断実施機関に対して、うちエコ診断の支援・指導ができること
④ うちエコ診断士・相談員の管理を実施できること
⑤ うちエコ診断資格試験運営事務局と連携が取れること
⑥ うちエコ診断の運営にあたり、個人情報管理や消費者問題（今後想定されうるリスク管理を含む）に対応することができること
⑦ その他の問い合わせに対しても、窓口等を設置して、適切に対処できること
⑧ 診断受診家庭の募集に対する普及戦略を立案し実施できること
⑨ 制度開始の初年度においては、全国規模の診断実施体制を早期に構築できること

第３項　うちエコ診断実施機関の認定について

制度運営事務局は、診断実施機関の認定申請を提出した団体がうちエコ診断の診断実施機関として、十分な機能を備えているか調査を行い、この認定を行う。

まず、診断実施機関の認定に関しては、本ガイドライン及び別添制度運営事務局が作成する診断実施機関要綱にもとづき制度運営事務局が認定を行う。なお、診断実施機関要綱については、制度運営事務局がその認定を受けたのち、環境省とも調整の上、早急にこれを取りまとめる。

なお、診断実施機関の認定期間については、制度の運用状況を踏まえ、当面の間は最長３年間（３年経過後に更新）とし、必要に応じて期間の見直しを行う。

うちエコ診断実施機関の登録に関しては、下記の認定要件を示す登録申請書をもって、制度運営事務局宛に認定申請を行うものとする。

制度運営事務局では下記の認定要件に関する審査の後、認定が認められた場合には、うちエコ診断実施機関としての認定書を発行し、制度運営事務局においてうちエコ診断実施機関としての登録を行うとともに、ホームページ等でこれを公表する。

診断実施機関の審査については、制度運営事務局が運用するホームページ等により公募条件を提示し、実施計画等を記載した申請書に基づき、審査を行うものとする。

この時、必要に応じて、制度運営事務局内に運営委員会等を設置し、審査を行うことや、診断実施機関となる事務所等について現地調査を行うことができるものとする。

また、診断実施機関として登録された団体において不適切な活動などが見られた場合には、状況を把握した後、必要に応じて認定の取り消しを行い、うちエコ診断の信用を担保するとともに、不適切な活動の未然防止にもつなげるものとする。

診断実施機関の認定要件は以下のとおり。

① うちエコ診断の診断実施機関として役割を理解し、実施体制を有していること
② うちエコ診断の手法を理解し、制度運営事務局・資格試験運営事務局の指示に従い、その改善等を実施できること
③ 登録申請するうちエコ診断士を受け入れて、その管理ができること
（ただし、民間企業等が診断実施機関となる場合で自社の社員等以外の者が登録申請を行った場合、その診断士の受け入れについては各診断実施機関の判断とする。）
④ 受け入れについては、登録申請者との面接等により、制度運営事務局・資格試験運運営事務局の運用方針に照らし合わせて、その受け入れを診断実施機関自身の責任において実施できること
⑤ うちエコ診断の実施にあたり、受診者等からの個人情報管理や消費者問題に適切に対応することができること
⑥ その他の苦情に対しても、窓口を設置して、適切に対処できること
⑦ 診断受診家庭の募集計画等を自ら立案し実施できること
⑧ 診断実施支援システムの仕組み・役割を理解し、診断実施機関内において適切に運用することができること
⑨ 診断実施機関への登録手続きの一環として行う、診断士に対する登録時研修会を実施する体制を有すること
⑩ 診断実施機関としての運用に関して、環境省ガイドラインや診断実施機関要綱を遵守することができること
⑪ うちエコ診断士に対して、うちエコ診断士要綱を遵守させ、適切な管理ができること
⑫ これらのことを実施するための必要な資金を準備することができること

第４項　うちエコ診断ソフトについて

１.うちエコ診断ソフトとは

うちエコ診断ソフトは、環境省が定めたうちエコ診断を行う際に必要な診断ソフトであり、2013 年度においては、環境省「うちエコ診断ソフト(ver.3.2x)」と称する。

現在のところ、うちエコ診断ソフトは、Microsoft 社のＯＳである Windows のアプリケーションとして構築しており、それ以外のオペレーションシステムでの動作保証はしていない。

なお、2014 年 2 月現在の対応ＯＳは、Windows8、Windows7,WindowsVista である。

２.うちエコ診断ソフトの著作権及びその管理

うちエコ診断ソフトは、環境省が著作権を保有している。したがって、ソフトの更新やバグの修正に関しては、当面の間、環境省が行うこととする。

このために、環境省より制度運営事務局に対してソフトの１ライセンスを貸出すとともに、ソースコードを提供する。制度運営事務局は、環境省の指示により、うちエコ診断ソフトで示される対策メニューのロジック更新や対策メニューの追加、バグの修正等を行う体制を整備した上、本体制においてソフトの更新等を行う。

３.うちエコ診断ソフトの使用範囲

うちエコ診断うちエコ診断ソフトを使用するにあたり、診断士及び診断実施機関は「うちエコ診断ソフト誓約書」・「ソフト貸与・使用申請書」を提出し、下記の事項等を遵守する必要がある。なお、本誓約書類については、制度運営事務局が準備するものとする。

① ソフトの使用範囲は、うちエコ診断の関係者への周知、うちエコ診断実施に限るものとする。それ以外の場合は、制度運営事務局、診断実施機関で協議するものとする。
② いついかなるときも、ソフトのバグ解消及び新たな機能の付加をすることができない。
③ ソフトの使用用途は、本事業におけるうちエコ診断実施に限るものとする。
④ ソフトの使用者は、提供されたソフトの複製についても認めないものとする.

４.うちエコ診断ソフトの貸与とその方法

制度運営事務局により更新等がなされた最新のソフトは、制度運営事務局より、診断実施機関として認められた各診断実施機関に対して、契約ライセンス数を確認した後、マスターソフトとして、１ライセンスを無償で提供する。

さらに、制度運営事務局は、登録・管理している診断士に対して、うちエコ診断ソフトを提供する。

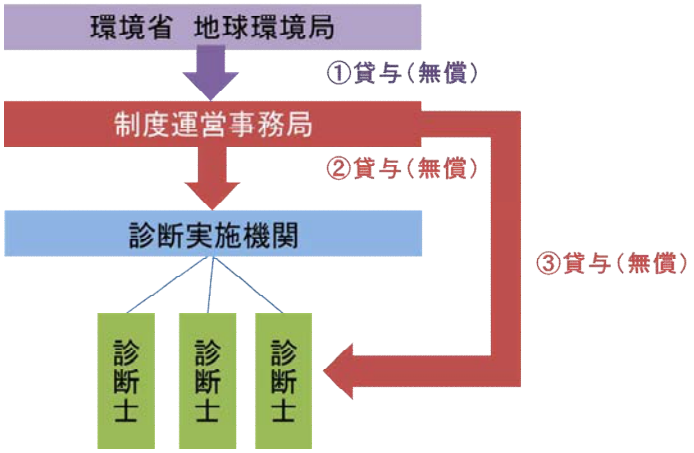

図 10　うちエコ診断ソフトの貸与の流れ

５.うちエコ診断ソフトの更新

前項２において、更新やバグの修正がなされたうちエコ診断ソフトの最新版は、前項３において示された貸与の方法と同様の手順で各診断実施機関や診断士の保有するうちエコ

診断ソフトの更新を行う。更新に際しては、診断士及び診断実施機関の担当者宛に更新に関するメールを一斉に配信するなどして、通知を行う。

制度運営事務局は、常に最新のうちエコ診断ソフトとなっているように、管理を行うこととし、診断士及び診断実施機関の担当者が最新ソフトをダウンロードしているかどうかの確認を行い、必要に応じて、最新ソフトのダウンロードを当該者及び診断実施機関に要求する。

また、制度運営事務局は、うちエコ診断ソフトのバグや修正要望などを、診断士や診断実施機関の担当者等から収集するための体制を構築するものとする。その上で、バグ・要望を早急に判断し、バグの場合にはただちにうちエコ診断ソフトを修正し可能な限り早急にリリースするものとする。

一方、要望に関しては、その意味を把握し、対応の優先度を決定し、診断全体に係わる場合には、必要に応じて有識者等の意見を勘案したのち対応するとともに、外部から問い合わせがあった場合には、制度運営事務局で検討した結果を提示し、説明できるようにとりまとめておく。

また、更新された情報を含め、うちエコ診断ソフトに関する主要ロジックや使用している排出係数等の情報については公開することとし、診断実施機関やうちエコ診断士、受診者等に対して説明できるようにとりまとめておく。

第５項　うちエコ診断における結果の取りまとめ

１.うちエコ診断実施結果のとりまとめの目的

うちエコ診断から得られる情報は、受診家庭のエネルギー使用状況・CO_2排出情報、診断時の対策の選択数や選択された対策の実施率、実施された対策による CO_2 排出量の削減効果の３つに大別され、これらを分析し、その結果を公表することによって、家庭部門の CO_2 削減対策に活用することができる。

診断士の観点から見れば、選択された対策の実施率に注目し、より実施されやすい対策を次年度に提案するなどのスキルの獲得につなげることができる。

また、診断実施機関や地方公共団体においては、地域内における家庭のエネルギー使用概況や CO_2 排出量概況が把握でき、地域の実態に即した受診者募集や環境施策の優先度の選定などに資する資料とすることができる。

さらに地域の住民においては、公表された地域内のエネルギー使用状況を知ることにより、省エネルギー・省 CO_2 に対する気づきや関心を与え、自身の世帯の状況の把握やエネルギー・光熱費削減のためのアドバイスを受けることができるうちエコ診断への受診の契機となることが期待できる。

２.うちエコ診断実施結果の評価・分析

うちエコ診断から得られる情報は、１に示したように受診家庭のエネルギー使用状況・CO_2 排出情報、診断時の対策の選択数や選択された対策の実施率、実施された対策による CO_2 排出量の削減効果である。

制度運営事務局は、これらの情報を全国及び気候区分、都道府県ごとに集計してグラフ等で分かり易く公表することが求められる。また、各地域における地球温暖化政策にも活用できるようにし、各都道府県・市町村の要望に応じた診断結果の加工・提供を柔軟に行

えるよう、個人情報の取り扱いの範囲、データの分析体制等を整えるようにする。

３.うちエコ診断実施結果の公表

２に示したうちエコ診断実施結果の公表にあたっては、うちエコ診断のポータルサイトに掲載し、広く市民に公表するとともに、その効果を周知し、更なる受診者の獲得に資するものとする。

ただし、公表にあたっては、診断にあたって事前に受診者から得た個人情報保護に関する同意に基づき、地域や気候区分等ごとに集計を行い、個人が特定されないように配慮を行うものとする。

４.うちエコ診断ソフトによって得られたデータ、個人情報の扱い

うちエコ診断ソフトによって得られたデータは、個人を直接特定できる情報以外の診断データについても、外部情報と合わせて個人が特定される可能性があることから、制度運営事務局では、集計情報に限って公表することとし、現段階では個別データの公表・提供は行わない方針とする。この診断データの所有権を持つ診断実施機関では、データの取り扱いに関する受診者の合意のもと、個別に診断データの公表・提供の判断を行うことができるが、個人情報保護の観点から適切に取り扱うものとする。

さらに、うちエコ診断ソフトによって得られたデータは、前述のとおり個人情報の取り扱いの範囲やデータの分析体制等を整えるとともに、診断実施機関、制度運営事務局、環境省等におけるデータの所有、利用の範囲を制度運営事務局で規定する。

また、診断実施機関から提供された診断データについては制度運営事務局で管理し、必要に応じて環境省における他の地球温暖化対策の施策やその他事業目的に資する事項にも広く活用できるように、上記の診断の際の個人情報の取り扱いの同意取得方法、及び診断実施機関とのデータ利用における規約の取り交わしにあたっては、事前に環境省と調整するなど留意することとする。

このデータの扱いに関する基本方針は下記の通りとする。

① 受診世帯の申込みデータは、公表・提供しない。
② 世帯に関するデータ、世帯の光熱費や家電等の使用状況に関するデータ、及びそれらより算出した家庭からの CO_2 排出状況のデータ、世帯における有効な対策と対策を実施することの効果に関するデータは、制度運営事務局にて集計して公表を行う。（※環境省および制度運営事務局は、二次利用者として診断実施機関からこれらの診断データの提供を依頼することが必要。）
③ ②の診断データについては、個人を直接特定できる情報は含まれていないが、外部情報等と突き合わせることによって個人を特定できることから、制度運営事務局は個票データの公表・提供を現状では行わない。
④ 診断実施機関に対しては、個人情報の取り扱いや診断データの公表・提供に関しての注意事項を周知する。

第４章　うちエコ診断の資格試験運営について

第１項　資格試験の運営体制について

１．資格試験運営事務局の認定

資格試験運営事務局の認定に関しては、本ガイドラインに沿った資格試験全体の運営を適切に実施可能と思われる事業者に対して環境省が認定を行う。認定の期間は３年間とし、運営に支障がない限りは自動的に次の期間へ更新されるが、必要に応じて認定の再審査を行う。

また、認定を受けた運営事業者は、制度運営事務局と連携し資格試験を運営するものとする。

うちエコ診断の資格試験運営事務局を担う運営事業者の認定要件は以下のとおり。

① うちエコ診断の資格試験運営事務局として役割を理解し、実施体制を有すること
② 資格試験の運営方法を理解し、改善等を実施できること
③ 受験者の募集計画等を自ら立案し実施できること
④ 制度運営事務局と連携が取れること
⑤ 資格試験の運営にあたり、個人情報管理や消費者問題に対応することができること
⑥ その他の苦情に対しても、窓口等を設置して、適切に対処できること
⑦ 制度開始の初年度においては、全国規模の資格試験実施体制を早期に構築し、資格試験を実施できること
⑧ 資格試験や更新研修等により得られる資金を活用し、自立的運営ができること

２．うちエコ診断士・うちエコ相談員の資格試験及び認定に係る諸費用

資格試験および認定において発生する諸経費に関しては、全て資格試験、更新研修等に関する受験者及び受講者からの受験料等で賄うこととする。
以下にこれらの費用に関するおおよその費目を列挙する。

・資格試験における採点処理費（マークシートの判定処理等）
・資格試験における受験票/認定書の作成・発送費用
・資格試験入金管理費
・資格試験広報費（ホームページ改訂費）
・ホームページ運用・保守費
・資格試験会場費（一次試験、二次試験）
・資格試験受験票発送等経費
・資格試験問題、マークシート印刷費
・更新研修会場費
・更新研修人件費（講師費用等）
・広報費
・事務局人件費

第２項　うちエコ診断士・相談員の資格試験および認定制度

１.うちエコ診断士・うちエコ相談員の資格試験及び認定制度の目的

うちエコ診断士については、資格試験運営事務局が実施する資格試験に合格した者[9]は、資格試験運営事務局からうちエコ診断士としての認定を受ける。うちエコ診断ソフトを使用した診断を実施する場合には、診断実施機関に登録するとともに、診断実施機関が実施する登録時研修を受講し、制度運営事務局よりソフトの貸与を受ける必要がある。診断士の認定期間は２年間とし、資格試験運営事務局が認める更新研修を受講することにより、更新できるものとする。

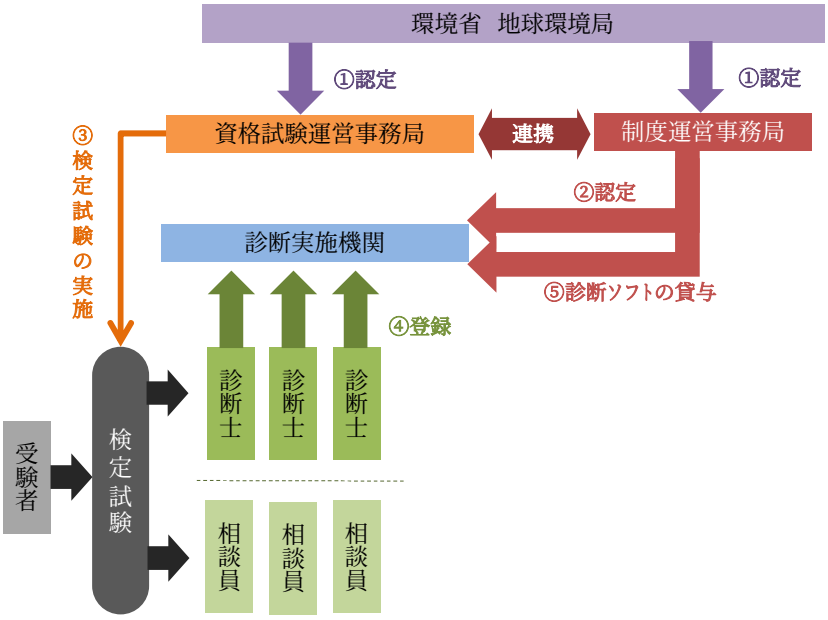

図 11　うちエコ診断における各主体の認定イメージ

家庭エコ診断制度の拡大にともない、うちエコ診断士およびうちエコ相談員の要員数も拡大していく必要がある。これに対応するために、募集枠を拡大し、かつ資格試験の範囲等を公表した上で、全国的に統一した手法で判定が可能な資格試験を行うものとする。

また、資格試験に合格した後には、うちエコ診断士やうちエコ相談員としての認定を行い、認定書の発行を持ってこれを証明する。

その一方で、不適切な活動などが見られた場合には、状況を把握した後、必要に応じて認定の取り消しを行い、うちエコ診断制度としての信用を担保するとともに、不適切な活動の未然防止にもつなげるものとする。そのため、制度運営事務局はうちエコ診断士およびうちエコ相談員の活動状況を把握するための体制等について検討することとする。

なお、制度運営事務局は、うちエコ診断士およびうちエコ相談員の管理にあたっては、個人情報の管理の観点からも情報管理を徹底するものとする。

うちエコ診断士およびうちエコ相談員の管理情報は、制度運営事務局内のパソコンに限定して保管し、管理ファイルを扱う担当者を限定するなど、必要な措置を講じるものとする。

---

[9] 基盤整備事業における診断員のうち、一定要件の診断実績を有し、2014 年度に資格運営事務局が実施する更新研修を受講した者も含む。

管理する情報としては、氏名・住所だけでなく、資格試験の申込から合格までの履歴、診断実施機関への登録状況、更新研修による更新履歴、診断実施機関からの削除依頼・その理由等を一元的に管理するものとする。

２.うちエコ診断士・うちエコ相談員の資格試験及び認定制度の運営方法

うちエコ診断士およびうちエコ相談員としての新規の認定を受けるためには、資格試験運営事務局が実施する資格試験に合格することが必要となる。更に、うちエコ診断士が診断を行うためには、診断実施機関に登録後、診断実施機関が行う研修を受講する必要がある。なお、この研修に使用するテキスト等については、制度運営事務局が作成することとする。

また、認定期間終了に際して認定の更新を行う場合には更新研修を受講する必要がある。これらの資格試験と更新研修による認定がうちエコ診断制度における認定制度の基本となる。

うちエコ診断士の資格の認定期間は当面の間は２年間とする。したがって、うちエコ診断士としての資格を継続するためには、２年ごとに更新研修を受講する必要がある[10]。

なお、2013 年度事業においてうちエコ診断士として診断を一定数実施したうちエコ診断士に限り、2014 年度に開催する更新研修を受講することにより、2014 年度のうちエコ診断士としての認定を受けることができる。なお、一定数の診断件数に関しては、2013 年度事業の結果を踏まえ、環境省と資格試験運営事務局が検討し、別途指定するものとする。

うちエコ診断士は、その認定期間が経過した後に、引き続き、うちエコ診断士の認定を継続するためには、更新研修を受講する必要がある。

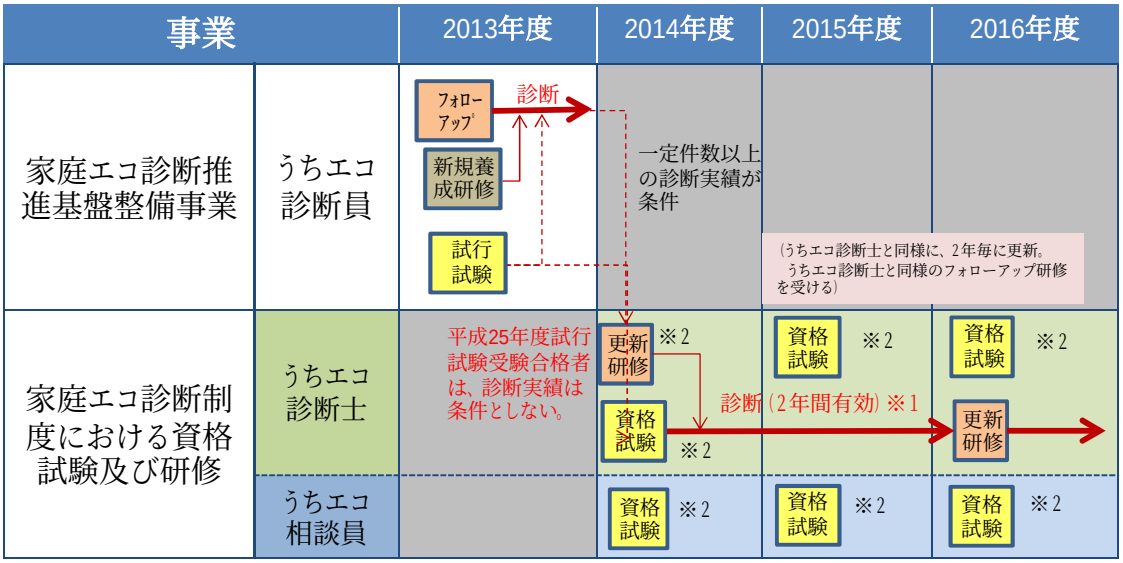

※1：1級診断士は2年毎に更新とする　※2：2014年度以降の試験、研修、認定は有料となる

図 12　うちエコ診断士・相談員の認定制度

10　うちエコ相談員については資格の認定期間は設定しない。

３.うちエコ診断士・うちエコ相談員認定の基本的要件

うちエコ診断士の認定要件としては、図 13 に示すような

・地球温暖化の基礎知識、地球温暖化に関する日本の現状や主な対策、家庭での省エネルギー・省 CO_2 対策などの基礎知識、

・診断に関する傾聴の態度、的確な応対などのコミュニケーション力、

・家庭の状況把握、地域の状況把握、最新情報のフォローアップなどの提案力

の 3 つを基本要件とする。また、うちエコ相談員の認定要件としては、基礎知識を十分に備えていることとする。

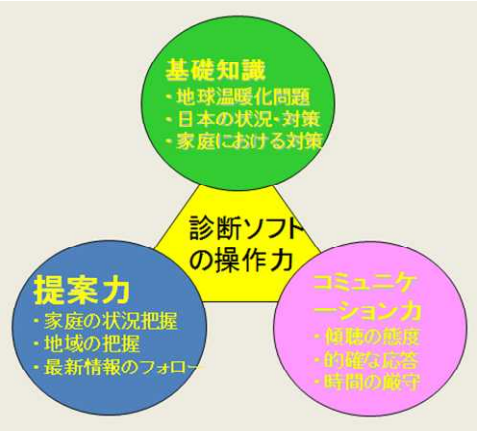

図 13　うちエコ診断士の基本要件

４.うちエコ診断士・うちエコ相談員資格試験の実施方針

うちエコ診断士・うちエコ相談員の資格試験は、地球温暖化問題の基礎知識等を始めとする筆記試験を行う一次試験と、うちエコ診断の一部を実技試験として実施する二次試験で構成される。

この資格試験と資格レベルとの対応は、うちエコ診断士がこれらの一次及び二次試験の両方に合格する必要があるのに対して、うちエコ相談員は一次試験の筆記試験に合格することによってその認定を受けることができるものとする。

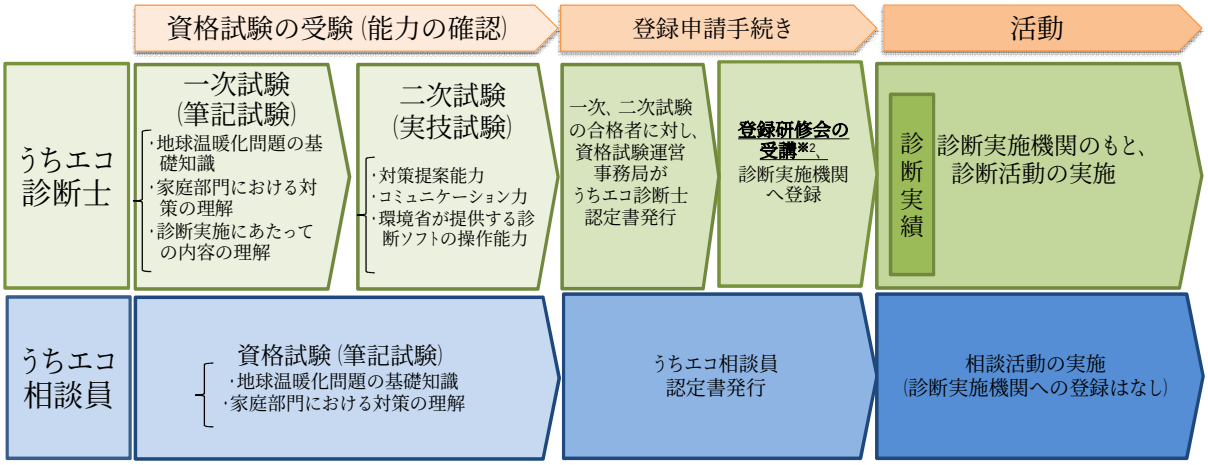

※1：合格者全員に発行する。
※2：登録研修会は、診断実施機関への登録手続きの一環として行う。また、診断実施機関への登録申請の手続きには、うちエコ診断士認定書のコピーの提出を求める。

図 14　資格試験の構成

資格試験の主な流れのイメージを図 15 に示す。また、一次試験及び二次試験に関して想定される範囲、二次試験の流れをそれぞれ、図 16～18 に示す。これらの流れや試験範囲は、必要に応じて設置した委員会等において見直しを行う。

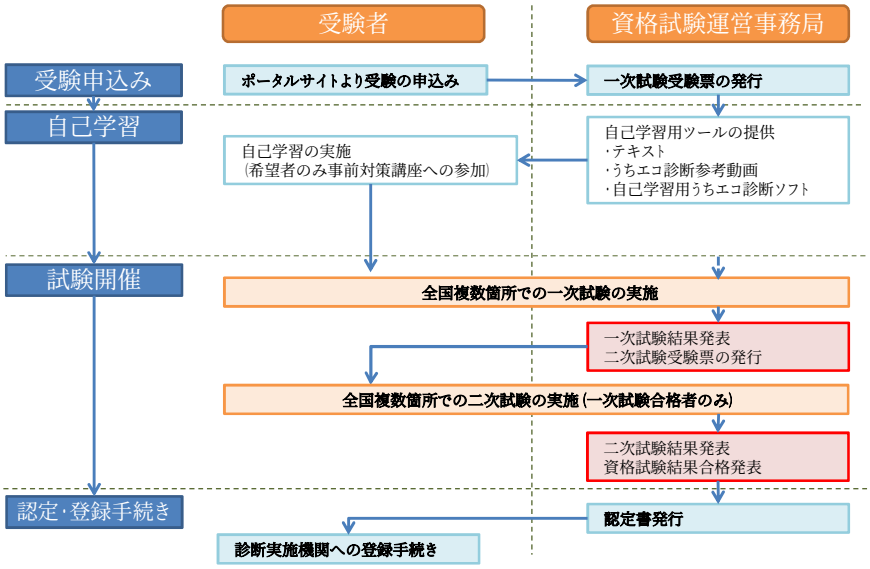

図 15　うちエコ診断士の資格試験の流れのイメージ

一次試験問題		
科目	分野	項目
科目１	（1）地球温暖化問題	①地球温暖化のメカニズム
		②国際的な動向
	（2）日本の現状と動向	①日本における温室効果ガスの排出状況の推移
		②日本における部門別排出状況の推移
	（3）家庭部門における対策の理解（基本）	①家庭分野の排出状況について
		②家庭部門におけるC02排出量に影響を与えている要因
		③家庭部門における温室効果ガス削減対策
科目２	（4）家庭部門における対策の理解（応用）	①冷暖房分野における対策の理解
		②給湯分野における対策の理解
		③家電分野における対策の理解
		④自動車分野における対策の理解
		⑤創エネルギー分野における対策の理解
科目３	（5）家庭エコ診断制度について	①家庭エコ診断制度の背景と意義
		②家庭エコ診断制度の目的・特徴
		③診断員に求められるスキル
	（6）うちエコ診断について（応用）	①うちエコ診断の流れ、ストーリー
		②うちエコ診断ソフトの特徴、機能
		③うちエコ診断ソフト画面における図やグラフの説明
		④うちエコ診断ソフトの各画面での操作方法
	（7）個人情報・消費者問題・倫理規定	①個人情報保護について
		②消費者問題
		③診断時のマナー、倫理規定

図 16　うちエコ診断士資格試験の一次試験の出題範囲（想定）

審査項目	
1. 提案力	①受診家庭のライフスタイルをイメージする ②受診家庭においてCO_2削減において効果的と思われる分野や対策を把握している ③相手が納得できる「解決策」を提案する ④行動を起こすために必要な事柄についてのアドバイス
2. コミュニケーション力	①会話のキャッチボールが成り立つ ②受診者の意見、話を聞いている ③時間配分を考えた診断ができる ④受診者の心理状況・関心に応じた診断内容の設定ができる
3. 診断ソフトの操作力	①画面が表示されたら、図やグラフの説明を行っている ②うちエコ診断ソフトの操作ができる ③分野別の正確な前提条件把握ができる

図 17　うちエコ診断士資格試験の二次試験の審査項目（想定）

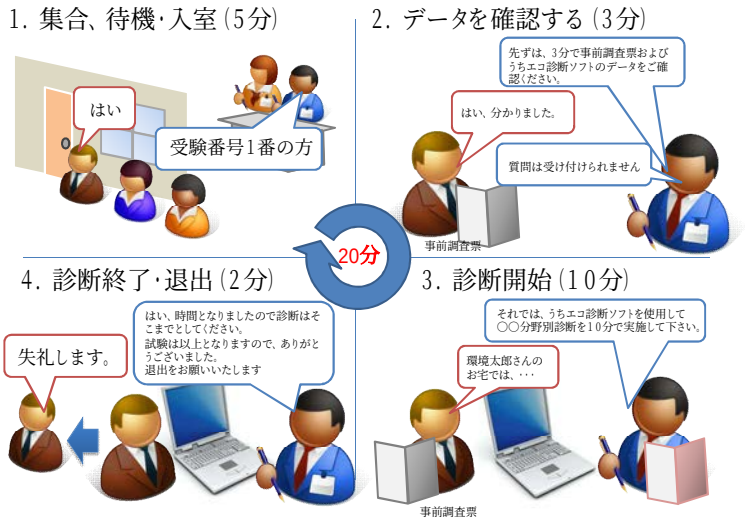

図 18　うちエコ診断士の二次試験の流れ（想定）

５．うちエコ診断士の更新研修と認定更新

６のとおり、うちエコ診断士は、家庭への CO_2 削減対策を提案する立場から、新しい技術や地球温暖化に関する社会の動向についてうちエコ診断士に情報を提供していく必要がある。

そこで更新研修では、これらの最新技術の提供・解説を行うものとする。また、個人情報管理に関する事項や消費者問題に関する事項に関しては、繰り返し周知する必要があることから必ず研修項目に含めるものとする。

なお、更新研修の最後には、確認テストを行い、研修の理解度を測定するとともに、誤回答の問題に対しては、是正措置を講じるものとする。

６．うちエコ診断士・うちエコ相談員のスキル向上のための取組

うちエコ診断士は、家庭への CO_2 削減対策を提案する立場から、日々進歩する省エネ技術の変化に追従すべく日々の情報収集に励むことが望ましい。しかしながら、うちエコ診断制度として、これらの新しい技術や地球温暖化に関する社会の動向についてうちエコ診断士や相談員に情報を提供していく必要がある。

そこで、資格取得後も新たな知識や技術を取得できる機会を設けることが望ましいことから、各地域や企業等の自社内でスキル向上のための講習等を実施できるような措置を講ずる必要がある。そこで、資格試験運営事務局では、例えばスキル向上のための講習のマニュアルや、講師となりうる人材のリストアップ等、地域や企業に助言を行い、講習等を円滑に実施できる体制・情報整備を行う。なお、本講習については、診断実施機関が主体となり実施することも可能である。

第５章　独自診断の認定および管理

第１項　家庭エコ診断制度における独自診断に対する認定条件

独自診断[11]を実施している民間事業者等が家庭エコ診断制度の枠組みに参画しようとする場合、診断手法と運用管理体制の状況とともに、制度運営事務局に申請を行い、審査を受け、認定される必要がある。

独自診断としての認定の主な要件は以下の２つの項目とする。

＜診断手法＞

① 受診世帯における家庭部門のエネルギー消費に伴う CO_2 排出量を提示すること
② 排出分野別（例えば、給湯、暖房等）の排出量または排出割合を提示すること
③ 排出分野別の CO_2 削減対策とその削減量を提示すること
④ ソフトの主要ロジックや排出係数等が提示できること

＜運用管理＞

① 中立的な診断の実施と倫理規定の遵守
② 個人情報の適切な管理
③ 消費者問題への適切な対応
④ 診断件数および削減効果についての取りまとめ結果の報告（年度末）

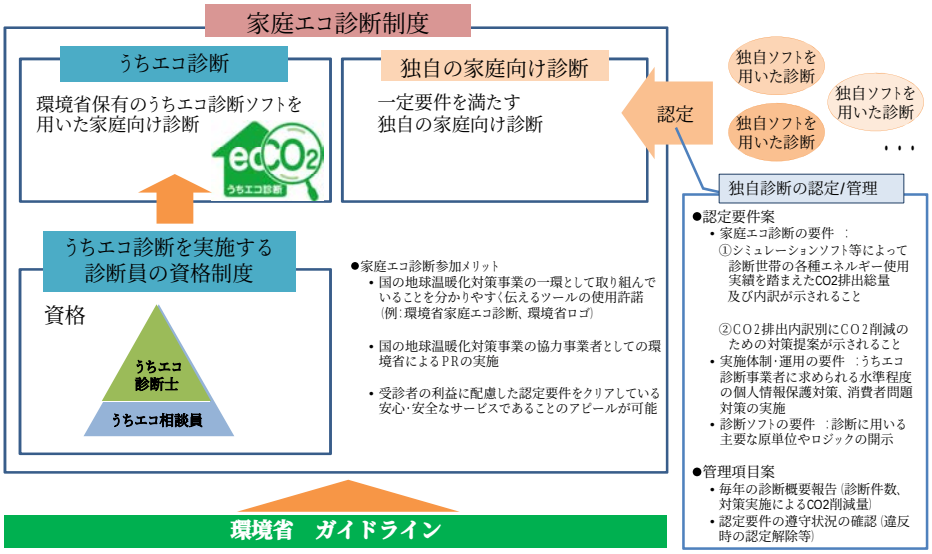

図 19　家庭エコ診断制度における独自診断の位置づけ

これらの審査項目や審査方法に関しては、制度運営事務局が要綱等の規程として取りまとめるものとし、これらに従い判断を行う。その際、必要に応じて外部有識者等による委員会等を設置し、審査を行う。

制度運営事務局は認定された独自診断について管理を行うとともに、認定された独自診断がこれらの規程に違反した場合や、申請内容に虚偽の記載があった場合には、状況を把握した後、指導や認定を取り消すなどの処置を行うものとし、家庭エコ診断制度の信用を

[11] 民間事業者等が開発した独自の診断ソフトを使用し、CO_2 削減のために家庭向けに実施されるエコ診断

担保するとともに、不適切な活動の未然防止にもつなげるものとする。
　この独自診断を管理する体制の要件として、各社・各団体の独自診断全体を統括する機能をもつ体制の整備について、制度運営事務局内で必要に応じて検討するものとする。これは、家庭エコ診断制度におけるうちエコ診断と独自診断との連携において、独自診断に対する窓口的な役割を果たすとともに、制度内での連携事項を独自診断実施機関全体に、早急に周知・徹底する必要が出てくることが想定され、その機能を制度運営事務局内に保持していることが重要である。
　なお、独自診断全体を統括する機能としては以下のような要件が必要となる。

【独自診断全体を統括する機能の要件】
① 家庭エコ診断制度における独自診断の役割を理解し、管理体制を有していること
② 独自診断の手法を理解し、その改善等を実施できること
③ 独自診断を実施している事業者に対し、家庭エコ診断制度への参加の募集ができること
④ 独自診断を実際に行う現場に対して、独自診断の支援・指導ができること
⑤ 独自診断の実施において、環境省が認定する家庭エコ診断制度のガイドラインを理解し、独自診断との連携を図れること
⑥ 独自診断の実施にあたり、個人情報管理や消費者問題に対応することができること
⑦ その他の問い合わせに対しても、窓口を設置して、適切に対処できること
⑧ 診断受診家庭の募集に対する普及戦略を立案し実施できること
⑨ 家庭エコ診断制度としての普及戦略の実施に関して、家庭エコ診断制度の制度運営事務局と連携を図ること

第２項　家庭エコ診断制度における独自診断との連携
　独自診断を行う民間事業者では、自社の責任において独自診断の普及戦略が立案され、実施されるものと思われる。本ガイドラインは、これら民間事業者としての独自の普及戦略の立案及び実施に対して何らかの制限を加えるものではない。ただし、家庭エコ診断制度としての普及戦略やその実施に当たっては、家庭エコ診断制度の名称等を使う場合においては、制度運営事務局の担当者との調整を行うこととする。
　また、同様に制度運営事務局が家庭エコ診断制度の普及戦略を立案・実施する場合には、家庭エコ診断制度に参画している民間事業者の担当者との連携を図り、効果的な戦略の立案や実施を行うものとする。
　制度運営事務局は、独自診断との連携にあたって独自診断とうちエコ診断、及び制度外のその他の家庭向けのエコ診断についての違いを一般消費者や受診者に対し分かりやすく示すこととする。また、独自診断を行う事業者においても、受診者に対しこの違いを説明するため、例えばうちエコ診断士やうちエコ相談員を配置することなどにより、各種診断の違いを把握し、診断周知の際の表示方法を工夫することが必要である。

第３項　家庭エコ診断制度における独自診断の成果の報告

家庭エコ診断制度の枠組みにおいて、家庭への省エネ・省 CO_2 対策を実施するうちエコ診断や認定した独自の診断における診断成果は、家庭部門の削減対策の成果としては重要な情報となる。

したがって、第１項にも示したように、その成果を毎年度終了後に制度運営事務局に報告し、うちエコ診断の結果と合わせて広く一般に公表するものとする。公表にあたっては、制度運営事務局の運用するホームページに掲載するものとする。

＜本ガイドラインに関する問合せ先＞

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
〒100-0013　東京都千代田区霞が関 1-4-2
電 話：03-3581-3351　　／　　FAX：03-3580-1382